

○ 鳥取大学大学院連合農学研究科代議委員会規則

〔平成元年5月29日〕
連合農学研究科規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取大学大学院連合農学研究科委員会規則（平成元年鳥取大学大学院連合農学研究科規則第1号。以下「研究科委員会規則」という。）第9条第3項の規定に基づき、鳥取大学大学院連合農学研究科代議委員会（以下「代議委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 代議委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究科長
 - (2) 副研究科長
 - (3) 研究科委員会規則第2条第1項第3号に規定する委員
- (審議事項)

第3条 代議委員会には、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究科委員会に付議する原案の作成に関すること。
- (2) 専攻及び講座間の連絡調整に関すること。
- (3) 緊急な処理が必要なため、研究科委員会で審議するいとまのない要件の処理に関すること。
- (4) 研究科委員会から付託された事項
- (5) その他研究科長が必要と認める事項

2 代議委員会は、前項第3号から第5号に掲げる事項を審議したときは、その処理について最も近い時期に開催される研究科委員会で承認を求めなければならない。

(議事及び運営)

第4条 研究科長は、代議委員会を招集し、その議長となる。

2 研究科長に事故があるときは、副研究科長がその職務を代理する。

第5条 代議委員会は、各構成大学から1人以上出席し、かつ委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

第6条 代議委員会の事務は、鳥取大学農学部事務部において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、代議委員会の運営に関し必要な事項は、代議委員会において定める。

附 則

この規則は、平成元年5月29日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年5月14日から施行し、改正後の鳥取大学大学院連合農学研究科代議委員会規則の規定は、平成16年4月1日から適用する。